

一般社団法人日本家族心理学会
第5期役員選挙管理委員会
委員長 小野寺 哲夫

平素より、本学会にご協力いただきまして誠にありがとうございます。
次期代議員改選を控え、今年度は令和7～8年度を任期とする代表理事、理事、監事
および代議員の第5期役員選挙を、下記の日程で実施致します。

なお、令和6年5月19日の理事会にて、一般社団法人日本家族心理学会役員選挙
規程第2条に従い選挙管理委員会が組織され、小野寺 哲夫、小柴 孝子、田原 直久
の3名が選挙管理委員に委嘱されました。

会員の皆様におかれましては、選挙実施日程をご確認いただき、住所・所属・氏名
等の変更がある方は、学会事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

選 挙 公 示

令和6年7月吉日

会 員 各 位

第5期役員選挙管理委員会
委員長 小野寺 哲夫

一般社団法人 日本家族心理学会 第4期役員選挙日程

令和6年	7月中旬	役員選挙実施日程の公示
	7月下旬	選挙人及び被選挙人名簿送付 代議員および監事推薦（自薦・立候補）届 ／推薦（他薦）届 受付開始
	9月上旬	代議員および監事推薦（自薦・立候補）届 ／推薦（他薦）届 受付終了
	9月中旬	代議員および監事候補者名簿の公示
	9月下旬	投票用紙の送付、投票受付開始
	12月上旬	投票締切
令和7年	1月上旬	開票（代議員および監事選挙）
	1月中旬	代議員の互選による理事選挙実施 ・選挙用紙送付
	2月中旬	開票（理事選挙） 当選者・補欠者の確定と公示
	2月下旬	理事の互選による代表理事選挙実施 ・選挙用紙送付
	3月下旬	開票（代表理事選挙） 当選者・補欠者の確定と公示

※会費未納による選挙権喪失について

選挙権及び被選挙権は、選挙が実施される前年度の正会員（一般会員、減額会員、学生会員）が有するものになります。よって令和5年度までの会費納入が確認できている会員にのみ認められます。令和6年7月15日までに納入された方が、選挙人・被選挙人になります。

一般社団法人 日本家族心理学会 第5期役員選挙について

代議員の定数は、当学会定款第14条および役員選挙規程第5条により「概ね正会員30名～40名の中から1名」となりますが、定款細則第4条2項の定めるところにより、当分の間は27名となります。

任期は2年です。尚、今回選出された代議員の互選により、理事が選出されます。

代議員選挙は、会員の中から推薦（自薦（立候補）および他薦）を受け付けた後、候補者の投票を行います。詳しくは同封の選挙規程をご覧ください。以下に、代議員選挙の実施方法について概略を示します。

I. 選挙の流れ

①選挙人および被選挙人名簿の送付



②推薦者（自薦・他薦）の受付



③候補者名簿の公示



④選挙実施（投票）



⑤代議員および監事を決定



⑥代議員の互選により理事を決定



⑦理事の互選により代表理事を決定

II. 候補者となるには

推薦（自薦・立候補）、あるいは1名以上の有権者が、被推薦人の同意を得た上で、推薦（他薦）することが必要です。

III. 投票

代議員名簿を基に選挙が実施され、以下の手続きで当選者が決まります。

- 1) 投票は、選挙台帳記載会員の互選により、2名連記・無記名で行われます。
- 2) 当選者の決定は得票順によります。
- 3) ただし、得票数が同数の場合は抽選によります。また、就任の辞退、病気や事故などにより代議員が欠けた場合は、次点者をもって補います。